

(別紙)

「群馬県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」変更案に係る提出意見及び意見に対する考え方

項目	提出意見	意見に対する考え方	意見による改正
一人親方の安全及び健康の確保	一人親方と請負契約を締結する際には取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めるよう周知を行うとつげ加えたのは当たり前だが良いこと。	今後も周知に取り組んで参ります。	無
社会保険の加入の徹底	令和2年10月より建設業許可申請時における社会保険の加入が要件化された。法定福利費の十分な確保ができていないことはよく耳にするので、適切な確保の働きかけを徹底すべきです。	法定福利費は、工事の施工に当たり通常必要と認められる原価であり、法定福利費を内訳明示した「請負代金内訳書」・「標準見積書」の活用による適正金額の確保が求められていることから、積極的な周知に取り組んで参ります。	無
健康確保対策の強化	熱中症、騒音障害防止対策や解体改修工事における石綿ばく露防止対策を新しく設けたことは良いこと。特に石綿の事前調査及び防止対策が緩すぎると考えられます。	本項目は令和5年に改正された国の基本計画を基に設けております。今後の国の動向等を踏まえ対策の周知に努めて参ります。	無
(参考指標) 労働災害による死傷者数、死亡者数	新しく目指す方向を示したのはよいが、死傷者数250人(令和5年時点の指標値)に対する目指す方向が「減少」とある。目指す方向は「ゼロ」とすべきではないか。	労働災害による死傷者数は「ゼロ」であることが最も好ましいと認識しておりますが、現状の250人という数値及び本計画が10年間の計画であることを踏まえ、具体的な数値設定ではなく「減少」というかたちで方向性を示すことといたしました。	無